



2023年9月21日

各 位

会 社 名	株式会社 東芝 東京都港区芝浦1-1-1
代表者名	代表執行役社長 CEO 島田 太郎 (コード番号：6502 東、名)
問合せ先	コーポレートコミュニケーション部長 中西 章 Tel 03-3457-2095

TBJH 合同会社による当社株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

TBJH 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年8月8日から実施してまいりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2023年9月20日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2023年9月27日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、別添資料1「株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。応募株券等の総数（340,459,163株）が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2023年9月27日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けを通じて、公開買付者が当社株式340,459,163株を取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、本公開買

付けの決済が行われた場合には、2023年9月27日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である TBJ ホールディングス株式会社も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

(3) 異動する株主等の概要

① TBJH 合同会社（新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主）

(1) 名 称	TBJH 合同会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	職務執行者 稲垣 伸一	
(4) 事 業 内 容	1. 有価証券の取得及び保有 2. 投資事業有限責任組合財産、その他投資事業組合財産の運用及び管理並びに投資事業有限責任組合、その他投資事業組合への出資 3. 経営一般に関するコンサルティング業務 4. 前各号に付帯又は関連する一切の業務	
(5) 資 本 金	金 5,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	2022 年 11 月 7 日	
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	TBJ ホールディングス株式会社	100%
(8) 当社と公開買付者との関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、当社株式 100 株（所有割合（注1）：0.00%）を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

（注1）「所有割合」とは、当社が2023年8月7日付で公表した「2024年3月期第1四半期決算短信〔米国基準〕（連結）」（以下「当社第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数（433,397,301株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（517,115株）を控除した株式数（432,880,186株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

② TBJ ホールディングス株式会社（新たに親会社に該当することとなる者）

(1) 名 称	TBJ ホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 稲垣 伸一
(4) 事 業 内 容	1. 有価証券の取得及び保有 2. 投資事業有限責任組合財産、その他投資事業組合財産の運用及び管理並びに投資事業有限責任組合、その他投資事業組合への出資 3. 経営一般に関するコンサルティング業務 4. 前各号に付帯又は関連する一切の業務
(5) 資 本 金	1,884,780,000 円
(6) 設 立 年 月 日	2022 年 11 月 1 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	TB 投資事業有限責任組合 100%
(8) 当社と当該者との関係	
資 本 関 係	TBJ ホールディングス株式会社は、本日現在、公開買付者を通じて間接的に、当社株式 100 株（所有割合:0.00%）を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(4) 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

① TBJH 合同会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注2））			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異 動 前	—	1 個 (0.00%) (100 株)	—	1 個 (0.00%) (100 株)	—
異 動 後	親会社及び主要株主である筆頭株主	3,404,592 個 (78.65%) (340,459,263 株)	—	3,404,592 個 (78.65%) (340,459,263 株)	第 1 位

（注2）異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社第1四半期決算短信に記載された2023年6月30日現在の当社の発行済株式総数（433,397,301株）から、同日現在

の当社が所有する自己株式数（517,115株）を控除した株式数（432,880,186株）に係る議決権の数（4,328,801個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

② TBJ ホールディングス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異 動 前	—	—	1個 (0.00%)	1個 (0.00%)	—
異 動 後	親会社 (当社株式の 間接保有)	—	3,404,592個 (78.65%)	3,404,592個 (78.65%)	—

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

本公開買付けの結果、公開買付者及びTBJホールディングス株式会社は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使し得る立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社における非上場の親会社として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全てを取得できなかったことから、当社が2023年8月7日付けで公表した「TBJH合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始に係る意見表明に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項等について）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

なお、本公開買付けの結果に関して、当社代表執行役社長 CEO 島田 太郎から当社の株主及び全てのステークホルダーの皆様へのメッセージについては別添資料2

「CEO メッセージ」をご参照ください。

(添付資料1)

「株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

(添付資料2)

「CEO メッセージ」

以 上

【勧誘規制】

本文書は、本公開買付けに関して一般に公表する目的で作成された発本文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本文書は、有価証券に係る購入申込み若しくは売却の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

本文書には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。

本文書の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本文書中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本文書に含まれる全ての財務情報は米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、当社及び公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠としてこれらの者に対して権利行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、本文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

各 位

会 社 名 TBJH 合同会社
代表者名 職務執行者 稲垣 伸一

株式会社東芝（証券コード：6502）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

TBJH 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年3月23日、株式会社東芝（以下「対象者」といいます。）の株主を公開買付者のみとし、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とする一連の取引の一環として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関連法令に基づくものをいい、以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年8月8日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年9月20日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

TBJH 合同会社
東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

(2) 対象者の名称

株式会社 東芝

(3) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
432,880,086 株	288,731,000 株	一株

(注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（288,731,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（288,731,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が2023年8月7日に公表した「2024年3月期第1四半期決算短信〔米国基準〕(連結)」(以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(433,397,301株)から、同日現在の対象者の所有する自己株式数(517,115株)及び2023年8月7日現在公開買付者が所有する対象者株式(100株)を控除した株式数(432,880,086株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2023年8月8日(火曜日)から2023年9月20日(水曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,620円

2. 買付け等の結果

(1) 本公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(288,731,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(340,459,163株)が買付予定数の下限(288,731,000株)以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、2023年9月21日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	340,459,163(株)	340,459,163(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	340,459,163(株)	340,459,163(株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	3,404,592 個	(買付け等後における株券等所有割合 78.65%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	4,313,040 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2023年8月7日に提出した第185期第1四半期報告書に記載された2023年6月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第1四半期決算短信に記載された2023年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(433,397,301株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(517,115株)を控除した株式数(432,880,186株)に係る議決権の数(4,328,801個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店所在地

(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2023年9月27日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)

(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、公開買付け届出書に記載の内容から変更はありません。本公開買付けが成立いたしましたので、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場しておりますが、当該手続が実施された場合、対象者株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止後となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において取引することができなくなります。今後の手続については、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

TBJH 合同会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号

以上

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付説明書をご覧ください。株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）第13条(e)又は第14条(d)は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、米国企業の財務諸表と必ずしも同等ではありません。公開買付者及び対象者が米国外で設立され、その取締役が米国外居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて発生する権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国外の会社及びその取締役に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所に提訴することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27 A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。

(添付資料2)

2023年9月21日

CEO メッセージ

東芝の株主の皆様および全てのステークホルダーの皆様へ

TBJH 合同会社が 2023 年 8 月 8 日から実施していた当社株式に対する公開買付けが同年 9 月 20 日に終了し、本公開買付けが成立しました。

当社は、2023 年 8 月 7 日付「TBJH 合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始に係る意見表明に関するお知らせ」において公表したとおり、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しており、多くの株主の皆様にご理解いただいたことに深く感謝申し上げます。

当社は、今後、当社株式の非公開化に向けた一連の手續を実施していきます。当社グループは、新しい株主の下、新たな未来に向かって大きな一歩を踏み出すこととなりますが、今後も当社グループ経営理念「人と、地球の、明日のために。」のもと、「誠実であり続ける (Do the right thing)」という価値観を大切に、当社の企業価値向上に向けて尽力してまいります。当社のステークホルダーの皆様におかれましては、引き続き当社へのご支援をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

株式会社 東芝
代表執行役社長 CEO
島田 太郎